

特定物品の機種選定に関する申合せ

昭和60年 1月17日 教授会決定
一部改正 平成10年 9月24日
〃 平成11年 4月 1日

宇都宮大学における購入物品の機種選定に関する取扱要項（昭和59年10月17日制定、以下「取扱要項」という。）に基づく機種選定委員会は、この申合せにより運用する。

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選による。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、原則として委員全員の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 5 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 「取扱要項」第5条第2項ただし書きについても、この申合せを準用する。
- 7 機種選定に関する事務は、農学部事務部において処理する。

附 記

この申合せは、平成10年10月1日から施行する。

附 記

この申合せは、平成11年4月1日から施行する。